(目的)

第1条 この要綱は、登別市内で認知症カフェを開設する運営主体を支援することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができ、かつ、介護者の介護負担軽減を図り、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における認知症カフェとは、認知症の人やその家族(以下、「認知症の人等」という。)地域住民又は専門職等の誰もが自由に参加でき、気軽に相互交流や相談等ができる地域に開かれた集う場であり、営利、宗教、政治活動を目的としないものをいう。
- 2 この要綱における「登別市認知症カフェ」とは、認知症カフェのうち、第5条 に定める登録要件を満たすものとして、登別市に登録されたものをいう。 (実施主体)
- 第3条 この事業の実施主体は登別市(以下、「市」という。)とする。 (事業内容)
- 第4条 市は、登別市認知症カフェの運営主体(以下、「運営主体」という。)に対し、 登別市認知症カフェの開催に係る周知又は情報提供、運営主体間の連絡調整、認 知症サポーターやキャラバンメイトの活用、その他運営主体からの開設や運営に 関する相談に対する必要な助言等の支援を行う。
- 2 前項に定める支援は、認知症カフェ事業を実施する団体が所在する地区を担当する地域包括支援センターの認知症地域支援推進員(以下、「認知症地域支援推進員」という。)が、定期的に当該カフェの開催場所を訪問するなどして主たる役割を担うものとする。

(登録要件)

- 第5条 次の各号のすべてを満たすことを登録要件とする。
 - (1)運営主体は、登別市内で活動する介護保険事業所、介護保険施設、医療機関、 特定非営利活動法人、市民団体等の団体とし、開催時には認知症の人等からの 相談に対応できる医療・介護の専門職又は認知症サポーター養成講座等を受講 し、認知症の人に対応した経験を有する者を必ず1名以上配置すること。
 - (2) 登別市認知症カフェの開設は、原則月1回程度とすること。また、通年で継続的に開催し、開催日時や開催場所等の開催情報について、利用者からの問い合わせに誠実に対応すること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下

にある団体でないこと。

- (4)事故防止と安全な運営に努め、運営中の事故及び苦情に関する責任は運営主体が負うこと。
- (5) 登別市認知症カフェの開催にあたっては、利用者等に分かりやすい場所に第 9条に規定する登録決定通知を明示すること。
- (6) 利用者の個人情報を取り扱う際には、必ず使用目的について本人の同意を得ること。
- (7) 認知症の人等からの相談に対応し、必要に応じて、認知症地域支援推進員と の連携を図ること。
- (8) 認知症サポーター養成講座等を受講し、認知症に関する知識を習得している 者のほか一般市民のボランティアの積極的な参加を促すこと。
- (9) 登別市認知症カフェの内容は、次に掲げるものとし、利用者に適応したものとすること。
 - ア 認知症の人等や地域住民等が気軽に集える場の提供
 - イ 認知症の人が自ら活動及び参加できる内容の提供
 - ウ 利用者相互の交流や情報交換
 - エ 認知症に関する相談への対応
 - オ 認知症についての正しい知識の普及啓発

(開催場所)

第6条 登別市認知症カフェの開催場所は、登別市内とする。

(利用料)

第7条 登別市認知症カフェの利用に係る料金は、無料とする。ただし茶菓等食糧 費や材料費等その他の実費についてはこの限りではない。

(登録の申請)

第8条 運営主体が登録を申請する場合は、登別市認知症カフェ登録申請書(別記様式第1号)を市に提出しなければならない。

(登録の決定)

第9条 市は、前条の申請内容が第5条に定める登録要件に適合すると認めた場合は、登録の決定を行い、登別市認知症カフェ登録決定通知(別記様式第2号)を 運営主体に交付する。

(愛称)

- 第10条 運営主体は、登別市認知症カフェの愛称を別に定めることができる。 (実施報告)
- 第11条 運営主体は、実施結果について登別市認知症カフェ実施報告書(別記様式第3号)により、毎年度末までに市に提出することとする。ただし、登録を廃止した場合は、その時点で提出しなければならない。

(変更届)

第12条 運営主体は、登録内容に変更があった場合、その都度登別市認知症カフェ登録変更届(別記様式第4号)を市に提出しなければならない。

(登録の廃止)

- 第13条 運営主体が、登録の廃止を希望する場合は廃止予定日の1か月前までに 登別市認知症カフェ登録廃止届(別記様式第5号)を市に提出しなければならな い。なお、市は、運営主体からの届出がない場合においても、登録要件に適合し ないことを確認した場合は登録を廃止することができる。
- 2 市は、前項で規定する登録廃止届を受理し、登録を廃止する場合、登別市認知 症カフェ登録廃止通知(別記様式第6号)を交付する。
- 3 登録が廃止された認知症カフェについては、登別市認知症カフェの名称を使用 してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和2年告示第25号) この告示は、令和2年4月1日から施行する。 登別市長 様

登別市認知症カフェ登録申請書

登別市認知症カフェ登録事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり登別市 認知症カフェとして登録を申請します。

	4. C 1 HI1 0 0	7 0		
名称(愛称)				
開 催 場 所				
開催頻度・日程	1. 定期 2. 不定期)
開催内容				
参 加 費	1. 無	2. 有	円(摘要)
運営責任者 職 氏 名				
担当者職氏名				
連絡先				
添 付 書 類	1 周知用 2 開催会	目のちらしま7 ≷場の様子が2	たはポスター わかるもの (※図面を提	出。その他写真等)
上記の申請情報を登別市のウェブサイト等で公開することについて同意いたします。				
運営責任者または担当者(自署)				

別記様式第2号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長

登別市認知症カフェ登録決定通知

登別市認知症カフェ登録事業実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり、登別 市認知症カフェに登録したことを通知いたします。

登録番号		
<u> 名称(愛称)</u>		

登録後の 留意事項

- 1)登録内容を変更する場合は、登別市認知症カフェ変更届出書を提出してください。
- 2)登録の廃止を希望する場合は、廃止届出書を提出してください。
- 3) 通知後、登録要件に適合しなくなった場合は、登録を取消す場合があります。

年 月 日

登別市長 様

登別市認知症カフェ実施報告書

年度に実施を予定していた登別市認知症カフェについて、すべての開催が終了いたしましたので、登別市認知症カフェ登録事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

認知症カフェ 愛 称	開催	場所
開催回数 参加者数 (従事者も含む)	開催回数回参加延数名(再掲)認知症の人名、家族認知症サポーター名、その他の	
ボランティア の活用状況	実人数 名 (延人数	名)
主な取組内容		
認知症の人や 家族からの主 な相談内容		
実施効果 (感想でも可)		
添付書類	開催時の様子がわかるもの	(※写真等)

[※] 枠内に記載が難しい場合は、別紙資料参照とし、資料添付で提出することも可。

登別市長 様

所 在 地 団体の名称 代表者氏名

(EJ)

登別市認知症カフェ登録変更届

登別市認知症カフェ登録事業実施要綱第12条の規定に基づき、次のとおり、変更しましたので届出ます。

	変更前	変更後
名称(愛称)		
開催場所		
開催頻度・日程		
開催内容		
参 加 費		
運営責任者 職 氏 名		
担当者職氏名		
連絡先		

- ※1 変更あった箇所のみ記載してください。ただし、担当者職氏名と連絡先は 変更がない場合も必ず記載してください。
- ※2 変更後のチラシまたはポスターを添付してください。

年 月 日

登別市長 様

所 在 地 団体の名称 代表者氏名

(EJ)

登別市認知症カフェ登録廃止届

登別市認知症カフェ登録事業実施要綱第13条の規定に基づき、次のとおり、登 別市認知症カフェの登録廃止を届出いたします。

登 録 番 号		
名称 (愛称)		
廃止理由		
廃止希望日		

 第
 号

 年
 月

 日

様

登別市長

登別市認知症カフェ登録廃止通知

このことについて、登別市認知症カフェ登録事業実施要綱第13条の規定により 登録廃止を通知します。

なお、廃止となった日以降は、登別市認知症カフェの名称を用いることはできません。

登録番号						
名	ŗ					
廃止年月日]		年	月	日	

廃止事由 1 登別市認知症カフェ登録廃止届が提出されたため

2 登別市が定める認証要件に適合しないことが確認されたため